

# 第1章 背景

## 1. 地球温暖化による影響

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上昇している現象です。その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

2012（平成24）年11月の「気候変動に関する政府間パネル（以下、「IPCC」という。）の第5次評価報告書」では、世界の平均気温が132年間（1880～2012年）に0.85℃上昇、2100年の世界平均地上気温は現在（1986～2005年）と比較して0.3～4.8℃上昇すると予測されています。

日本の年平均気温は、長期的には100年あたり約1.19℃の割合で上昇しており、これはIPCC第5次評価報告書で示された世界の平均気温の上昇率と比較しても高い数値となっています。また21世紀末の年平均気温は、全国的に上昇し、0.5～5.4℃高くなると予測されています。

2015（平成27）年3月に中央環境審議会で「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられ、この中で「水稻」「果樹」「病虫害・雑草」「洪水」「高潮・高浪」「熱中症」等の事項が、重大性が大きく緊急性も高いと評価されました。これを受けて国は同年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定し、気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

## 2. 地球温暖化対策に係る国内外の動向

### （1）国際的な動向

1992（平成4）年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、地球温暖化対策を国際的に取り組んでいくことに合意し、1997（平成9）年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、温室効果ガスの排出削減目標を具体的に定めた「京都議定書」が採択されました。

また、2015（平成27）年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においては、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」や「今世紀後半の温室効果ガ

スの人為的な排出と吸収の均衡」などが掲げられました。

## (2) 日本の動向

京都議定書の採択を受け、1998（平成 10）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。2005（平成 17）年 2 月には京都議定書が発効し、わが国は 2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年までの期間（第一約束期間）の平均温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年より 6%削減するとしました。

また、2015（平成 27）年 7 月に 2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013（平成 25）年度比で 26%減とする「日本の約束草案」を国連気候変動枠組条約事務局に提出し、同年 12 月パリ協定の採択を受け、2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

また、2011（平成 23）年 3 月 11 日に起きた東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、節電に対する意識の高まり、太陽光発電や風水力発電、地熱発電といった自然エネルギーへの関心、普及も進んでいます。

このようななか、千葉県では 2013（平成 25）年 3 月に「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画事務事業編（第 3 次）～」が、2016（平成 28）年 9 月には「千葉県地球温暖化対策実行計画～CO2CO2 スマートプラン～」が策定されました。

表 1－1 地球温暖化対策計画の目標

（単位：百万 t－CO<sub>2</sub>）

	2013 年度実績	2030 年度の 排出量の目安	削減率
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	1,235	927	25.0%
産業部門	429	401	約 6.5%
業務その他部門	279	168	約 40.0%
家庭部門	201	122	約 39.0%
運輸部門	225	163	約 28.0%
エネルギー転換部門	101	73	約 28.0%
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	75.9	70.8	6.7%
メタン (CH <sub>4</sub> )	36.0	31.6	12.3%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	22.5	21.1	6.1%

## 第2章 勝浦市の地球温暖化対策

### 1. 勝浦市の取り組み

本市では、地球温暖化対策推進法に基づき、2010（平成22）年3月に「勝浦市地球温暖化防止対策実行計画」（以下、「第1次実行計画」という。）を策定し、職員一人ひとりが温室効果ガス排出抑制に努めました。

第1次実行計画期間終了後、引き続き地球温暖化対策に取り組むため、2014（平成26）年3月に「第2次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画」（以下、「第2次実行計画」という。）を策定しました。

第1次及び第2次実行計画の概要は次のとおりです。

表2-1 第1次及び第2次実行計画の概要

	第1次実行計画	第2次実行計画*
計画期間	平成22～24年度	平成25～29年度
基準年度	平成13年度	平成24年度
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）
削減目標	平成24年度までに平成13年度比7%削減	平成29年度までに平成24年度比7%削減
基準値	6,281 t-CO <sub>2</sub>	6,483 t-CO <sub>2</sub>
削減量（率）	440 t-CO <sub>2</sub> （▲7%）	427 t-CO <sub>2</sub> （▲7%）
目標値	5,841 t-CO <sub>2</sub>	6,056 t-CO <sub>2</sub>

※第2次実行計画の「基準値」「目標値」「削減量（率）」を修正しました。

①電気の使用に伴う電気事業者ごとの実排出係数（以下、「排出係数」という。）について、第2次実行計画策定時に、平成24年度の排出係数を使用しなかった。

②一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出について、「廃プラスチック類（合成繊維を除く。）」のみを算定し、「廃プラスチック類（合成繊維に限る。）」を算定していなかった。

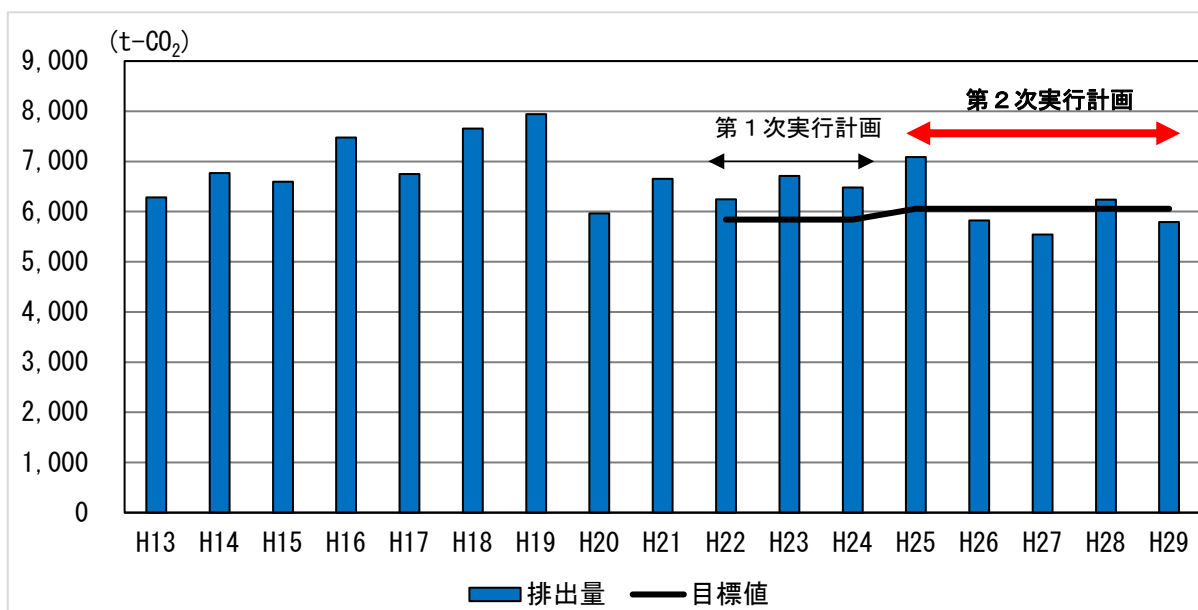
上記①、②の理由により、第2次実行計画の基準値、目標値及び削減量（率）を修正しました。なお、活動量に変更はありません。

## 2. 第2次実行計画における温室効果ガス排出量及び目標達成状況

### (1) 温室効果ガス総排出量の推移

本市における温室効果ガス総排出量（二酸化炭素のみ）の推移は図2-1のとおりです。第2次実行計画期間については、2013（平成25）年度をピークに、2016（平成28）年度は一時増加しましたが、目標値を下回っており減少傾向を示しています。

図2-1 温室効果ガス総排出量の推移



### (2) エネルギー種別の状況

第2次実行計画期間におけるエネルギー種別活動量及び温室効果ガス排出量（二酸化炭素のみ）は次のとおりです。

表2-2 エネルギー種別活動量

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
灯油(L)	45,468	45,436	42,275	36,493	35,734	32,251
プロパンガス(m <sup>3</sup> )	6,171	5,569	7,555	14,250	17,015	18,749
A重油(L)	109,360	96,890	64,700	47,800	46,500	52,700
電気(千kwh)	5,842	6,640	6,499	6,623	6,501	6,420
ガソリン(L)	40,071	40,287	33,354	33,645	33,982	32,181
軽油(L)	56,687	48,454	44,955	42,026	42,037	40,215
一般廃棄物焼却量(t)	6,022	6,282	5,997	5,803	6,049	6,090

表 2-3 エネルギー種別温室効果ガス排出量

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

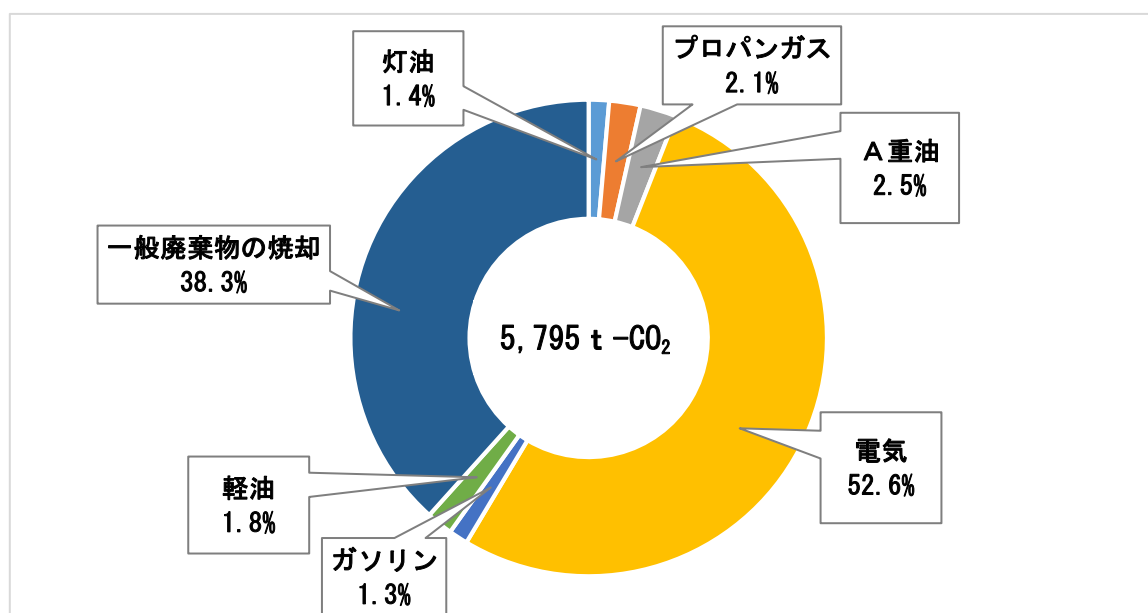
区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	目標値
灯油	113	113	105	91	89	80	107
プロパンガス	37	33	45	85	111	123	36
A重油	296	263	175	130	126	143	284
電気	3,067	3,519	3,282	3,312	3,160	3,049	2,946
ガソリン	93	93	77	78	79	75	88
軽油	146	125	116	108	108	104	139
一般廃棄物焼却	2,730	2,941	2,021	1,739	2,566	2,222	2,457
<b>総排出量</b>	<b>6,483</b>	<b>7,088</b>	<b>5,822</b>	<b>5,543</b>	<b>6,240</b>	<b>5,795</b>	<b>6,056</b>
対基準年度比		+9%	▲10%	▲15%	▲4%	▲11%	▲7%

(注) 端数処理(四捨五入)の関係で、合計が一致しない場合があります。

第2次実行計画の目標年度である2017(平成29)年度は、プロパンガス及び電気使用に伴う温室効果ガス排出量が目標値を上回っていますが、全体としては基準年度である2012(平成24)年度比▲11%と目標を達成することができました。

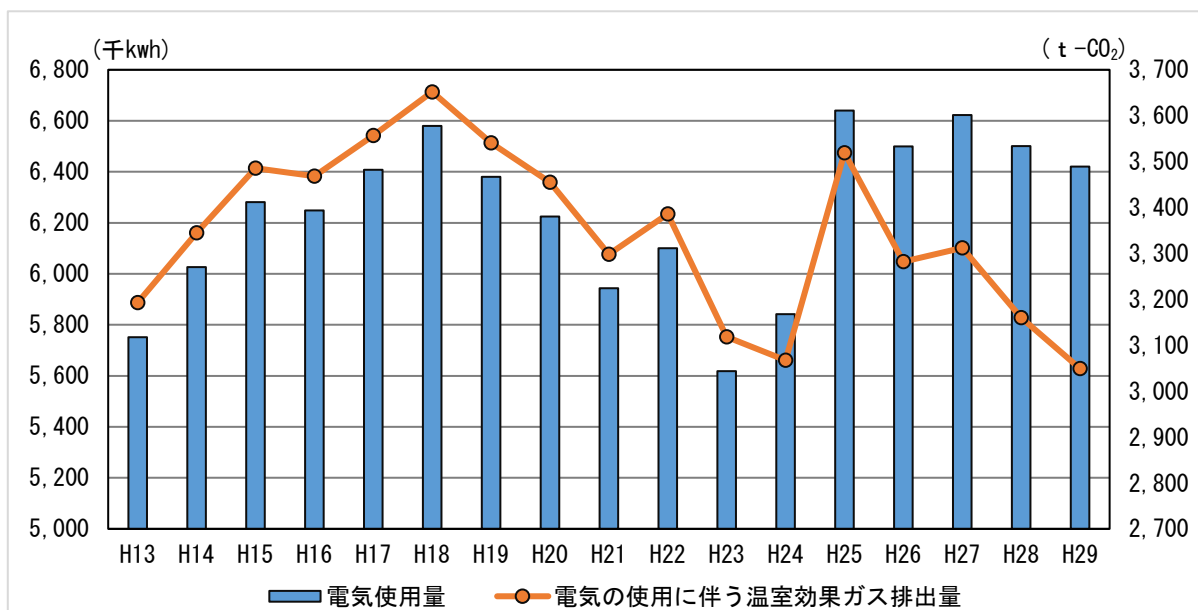
また2017(平成29)年度のエネルギー種別温室効果ガス排出割合は次のとおりです。

図 2-2 2017(平成29)年度の温室効果ガス排出割合



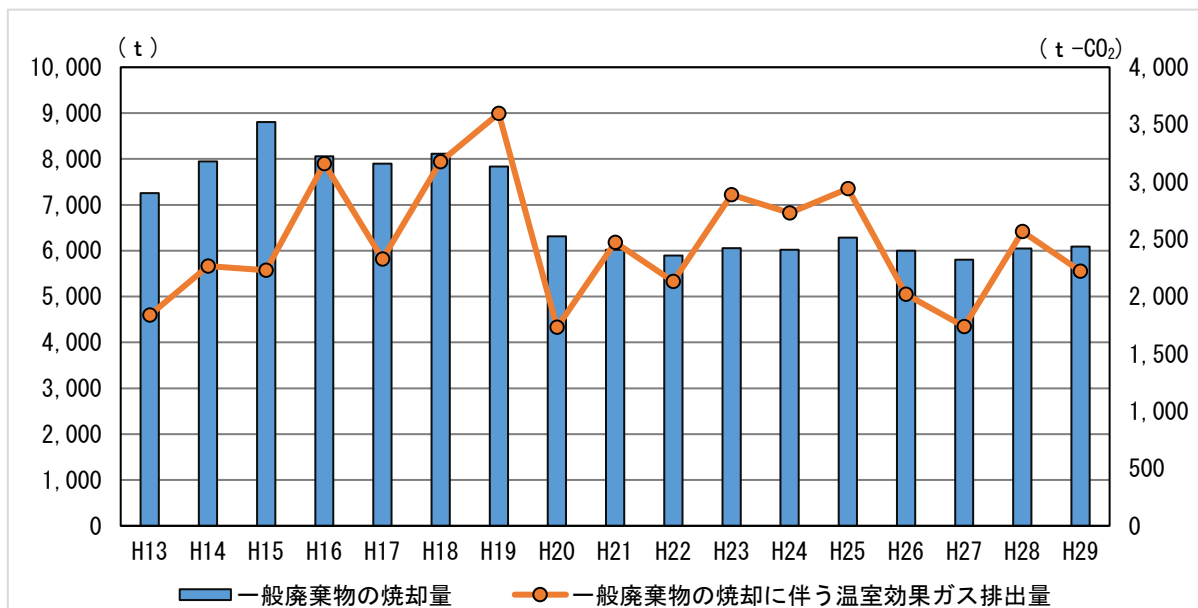
2017（平成 29）年度のエネルギー種別温室効果ガス排出割合をみますと、電気使用に伴う排出量が全体の 52.6%、一般廃棄物の焼却に伴う排出量が全体の 38.3%と、この二つの要因が本市の温室効果ガス総排出量の大半を占めている状態です。

図 2-3 電気使用量及び温室効果ガス排出量の推移



2012（平成 24）年度から 2017（平成 29）年度の電気使用量及び電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は、2013（平成 25）年度をピークに減少傾向で推移しています。

図 2-4 一般廃棄物の焼却量及び温室効果ガス排出量の推移



2012（平成24）年度から2017（平成29）年度の一般廃棄物の焼却量及び一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量について見てみると、焼却量がほぼ横ばいであるのに対し、温室効果ガス排出量は増減しています。

この二つの要因からなる温室効果ガス排出量は、それぞれ電気使用量や一般廃棄物の焼却量による影響だけでなく、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号口の規定に基づき毎年告示される「電気事業者ごとの実排出係数」や焼却する一般廃棄物中の「廃プラスチック類比率」、「水分含有率」などに大きく左右されています。（参考資料4、5参照。）

### （3）事務事業別の状況

事務事業別温室効果ガス排出量（二酸化炭素のみ）の状況は次のとおりです。

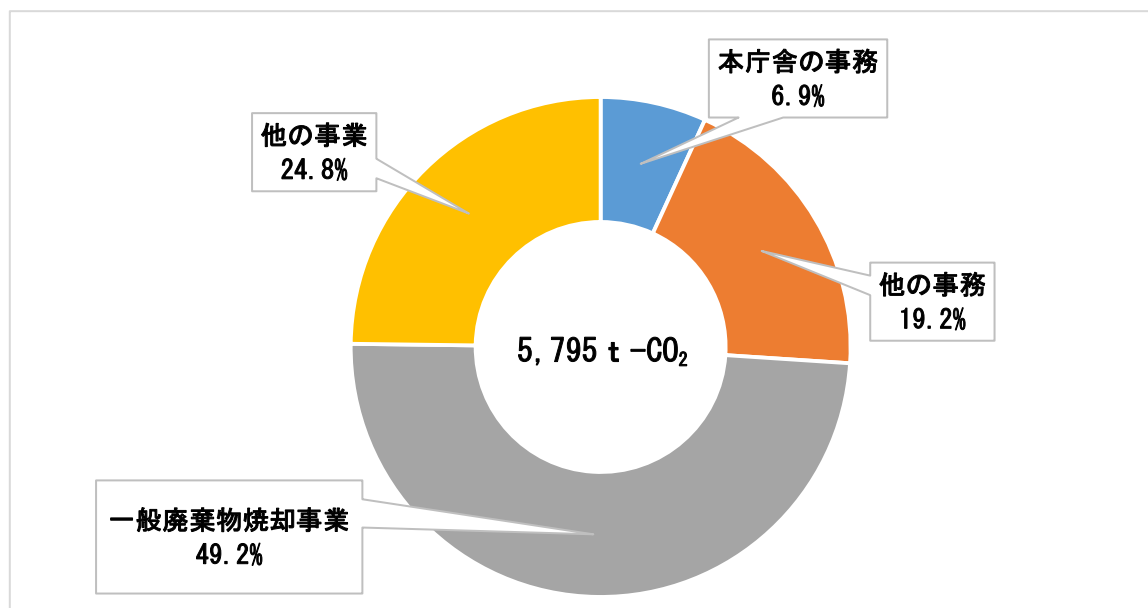
表2-4 事務事業別温室効果ガス排出量

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

区 分		H24	H25	H26	H27	H28	H29	目標値
事務系	本庁舎の事務	447	444	424	399	408	397	400
	他の事務	1,197	1,163	1,185	1,230	1,201	1,112	1,163
	事務系小計①	1,643	1,607	1,609	1,629	1,609	1,509	1,563
事業系	一般廃棄物焼却事業	3,356	3,917	2,611	2,378	3,196	2,849	3,060
	他の事業	1,484	1,564	1,602	1,536	1,435	1,437	1,433
	事業系小計②	4,840	5,481	4,213	3,914	4,631	4,286	4,493
総排出量①+②		6,483	7,088	5,822	5,543	6,240	5,795	6,056
対基準年度比			+9%	▲10%	▲15%	▲4%	▲11%	▲7%

（注）端数処理（四捨五入）の関係で、合計が一致しない場合があります。

図 2 - 5 2017 (平成 29) 年度の事務事業別温室効果ガス排出割合



目標年度である 2017 (平成 29) 年度の状況として、他の事業以外は目標値を達成することができました。

しかし、全体の約 5 割を占める一般廃棄物焼却事業の排出量が大幅に増加した 2013 (平成 25) 年度や 2016 (平成 28) 年度では目標値を上回る結果を示しており、一般廃棄物焼却事業が本市における温室効果ガス総排出量に大きく影響を与えています。



## 第3章 基本的事項

### 1. 目的



第3次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）（以下、「第3次実行計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、勝浦市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的として策定するものです。

### 2. 計画期間及び基準年度

第3次実行計画における計画期間は、地球温暖化対策計画に即して2018（H30）年度から2030年度までの13年間とし、基準年度を2013（H25）年度とします。

また、勝浦市環境基本計画の最終年度である2022年度に計画の見直しを行います。

図3-1 第3次実行計画期間のイメージ

計画	年 度								
	2013 (H25)	...	2018 (H30)	2019	2020	2021	2022	...	2030
第3次実行計画	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度
									
勝浦市環境基本計画	計画開始						目標年度		
									

### 3. 対象とする範囲

第3次実行計画の対象範囲は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、勝浦市が行うすべての事務事業（本庁舎及び各施設等の事務事業）とし、公用車の使用も含まれます（参考資料1参照）。

また外部への委託や指定管理制度等により実施する事業等については、受託者等に対し、必要な温室効果ガス排出削減等の措置を講ずるよう要請するものとします。

### 4. 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められた温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種類ですが、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づき、地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象は、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）を除く6種類となります。

このうち、第3次実行計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とし、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）については、本市ではほとんど発生しないこと、排出の実態把握が困難であることから除くこととします。

表3-1 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガス	主な発生源	地球温暖化係数※
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	【エネルギー起源】 電気や燃料などの使用により排出 【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却により排出	1
メタン（CH <sub>4</sub> ）	自動車の走行、下水やし尿・浄化槽の雑排水の処理、一般廃棄物の焼却などにより排出	25
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	自動車の走行、下水やし尿・浄化槽の雑排水の処理、一般廃棄物の焼却などにより排出	298
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用・廃棄時に排出	12 ~ 14,800

※地球温暖化係数は地球温暖化対策推進法施行令第4条の規定

## 5. 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス総排出量は、地球温暖化対策推進法第2条第5項に定められており、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項各号に基づき算定された各温室効果ガスの排出量に地球温暖化対策推進法施行令第4条に定められている各温室効果ガスの地球温暖化係数（表3-1参照）を乗じ、それらを合算することにより算定します（算定式①）。

各温室効果ガスの排出量は、温室効果ガスを排出する活動の区分ごとに排出量を算定し、これを合算することにより算定します（算定式②）。

活動の区分ごとの排出量は、当該活動量に各排出係数（参考資料3参照）を乗じることにより算定します（算定式③）。

### <算定式①>

温室効果ガス 総排出量 (CO <sub>2</sub> 換算)	=	CO <sub>2</sub> の 排出量	+	CH <sub>4</sub> の 排出量 (CO <sub>2</sub> 換算)	+	N <sub>2</sub> Oの 排出量 (CO <sub>2</sub> 換算)	+	HFCの 排出量 (CO <sub>2</sub> 換算)
--	---	--------------------------	---	--	---	--	---	-------------------------------------

### <算定式②>

温室効果ガスの 種類ごとの排出量	=	活動区分ごとの 温室効果ガス排出量の合算	×	地球温暖化係数
---------------------	---	-------------------------	---	---------

### <算定式③>

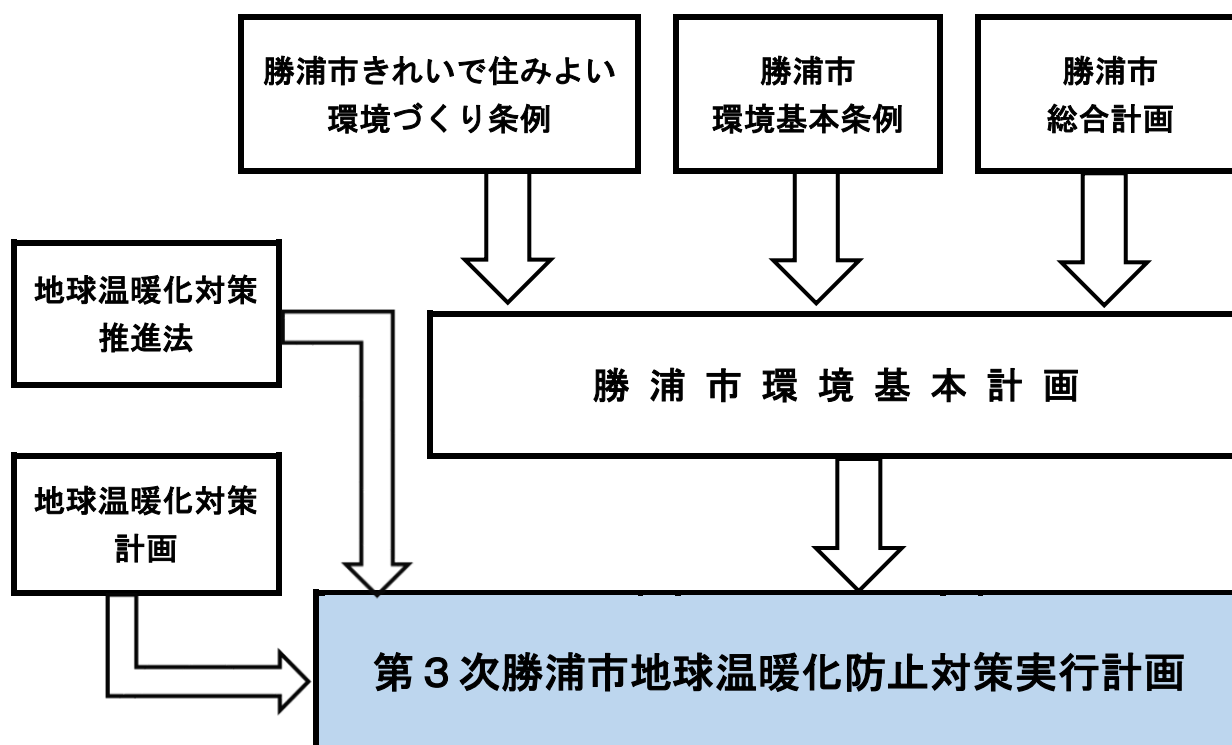
活動区分ごとの 温室効果ガス排出量	=	活動量	×	排出係数
----------------------	---	-----	---	------

## 6. 計画の位置づけ

勝浦市では、市民生活に大きく関わる環境問題に積極的に対処するため、1999（平成 11）年に「勝浦市環境基本条例」を制定、また、2003（平成 15）年 3 月には「勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例」を施行しました。さらに、2014（平成 26）年 3 月には、「勝浦市地域環境総合計画（H15～24 年度）」を引き継ぐ「勝浦市環境基本計画（2013～2022 年度）」を策定しました。

このようななか、第 3 次実行計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として、第 1 次及び第 2 次実行計画を引き継ぎ、国の地球温暖化対策計画に即して策定します。

図 3-2 計画の位置づけ



## 第4章 温室効果ガスの排出状況

### 1. 温室効果ガスの排出状況

基準年度である2013（平成25）年度の温室効果ガス総排出量は 7,264 t-CO<sub>2</sub> です。第2章でもふれましたが、2016（平成28）年度に一時増加しましたが、全体としては減少傾向を示しています。

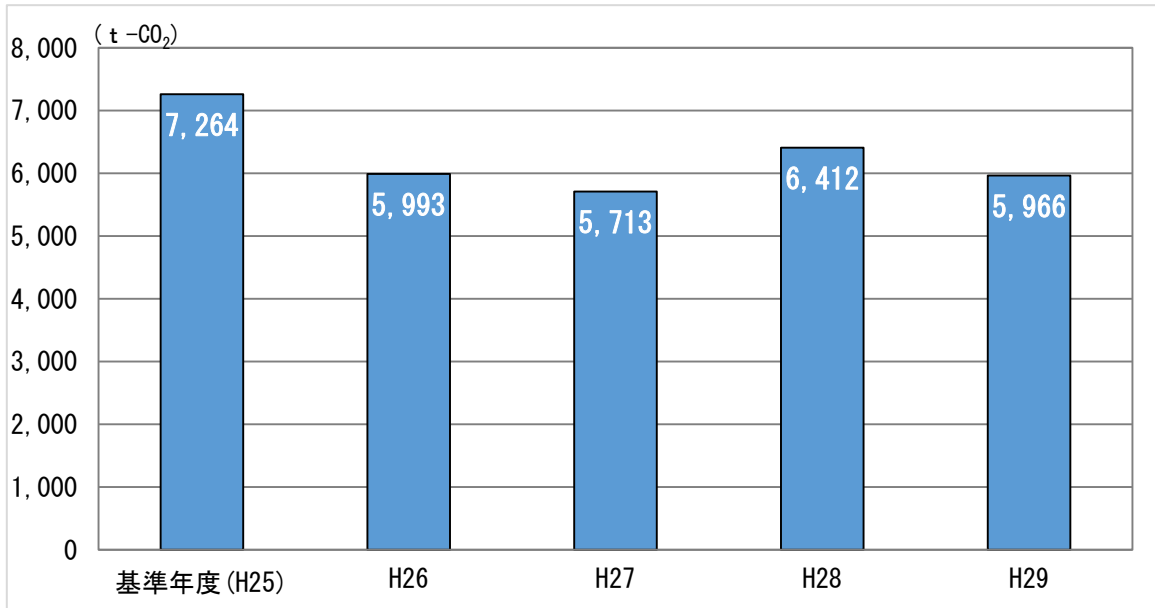
表4-1 温室効果ガス総排出量の推移

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

温室効果ガスの種類	区 分		基準年度(H25)		H26	H27	H28	H29
			排出量	割合				
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	公用車 以外の 燃料	灯油	113	1.6%	105	91	89	80
		プロパンガス	33	0.5%	45	85	111	123
		A重油	263	3.6%	175	130	126	143
		ガソリン	0	0.0%	0	0	0	0
		軽油	1	0.0%	1	1	0	0
	電 気	3,519	48.4%	3,282	3,312	3,160	3,049	
	公用車	ガソリン	93	1.3%	77	78	79	74
		軽油	124	1.7%	115	107	108	104
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	一般廃棄物焼却	2,941	40.5%	2,021	1,739	2,566	2,222	
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )計			7,088	97.6%	5,822	5,543	6,240	5,795
メタン(CH <sub>4</sub> )	公用車の走行 家庭用機器 下水等処理 浄化槽 一般廃棄物焼却	51	0.7%	52	53	52	51	
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		123	1.7%	118	115	119	118	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	公用車のエアコン	2	0.0%	2	1	1	1	
温室効果ガス総排出量			7,264	100.0%	5,993	5,713	6,412	5,966
対基準年度比					▲18%	▲21%	▲12%	▲18%

（注）端数処理（四捨五入）の関係で、合計が一致しない場合があります。

図 4 - 1 温室効果ガス総排出量の推移

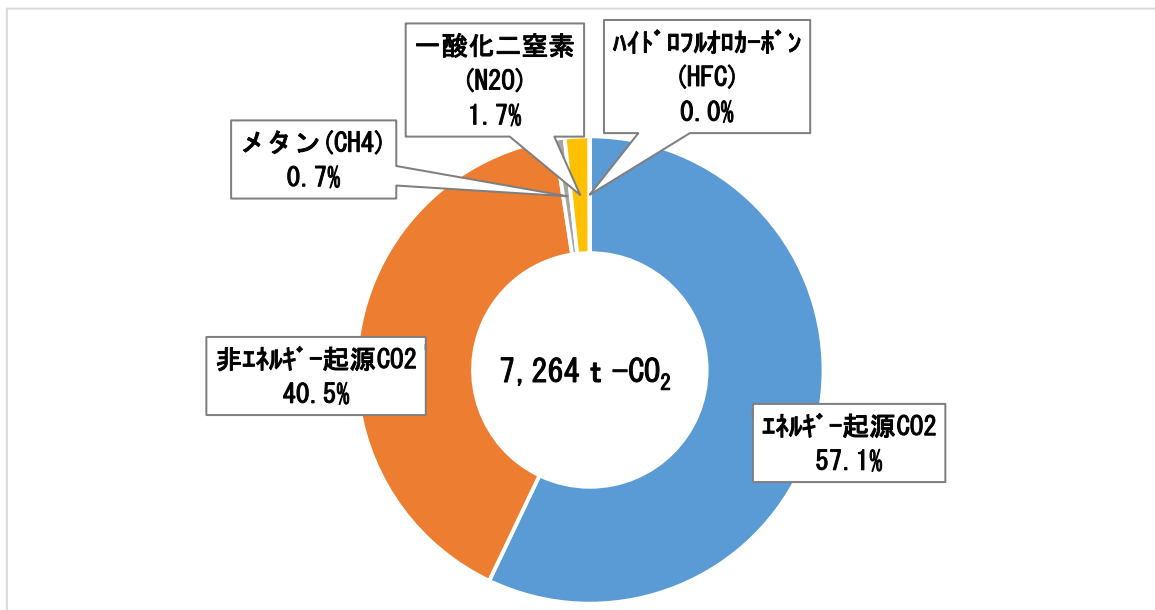


(1) 温室効果ガス別の状況

基準年度である 2013 (平成 25) 年度の温室効果ガス総排出量を温室効果ガス別にみますと、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) が全体の 97.6% (エネルギー起源 CO<sub>2</sub>: 40.5%、非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>: 57.1%)、メタン (CH<sub>4</sub>) が 0.7%、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) が 1.7%、ハイドロフルオロカーボン (HFC) が 0.0%となっています。

本市の温室効果ガスは、ほぼ二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) によるものです。

図 4 - 2 2013 (平成 25) 年度の温室効果ガス別排出割合

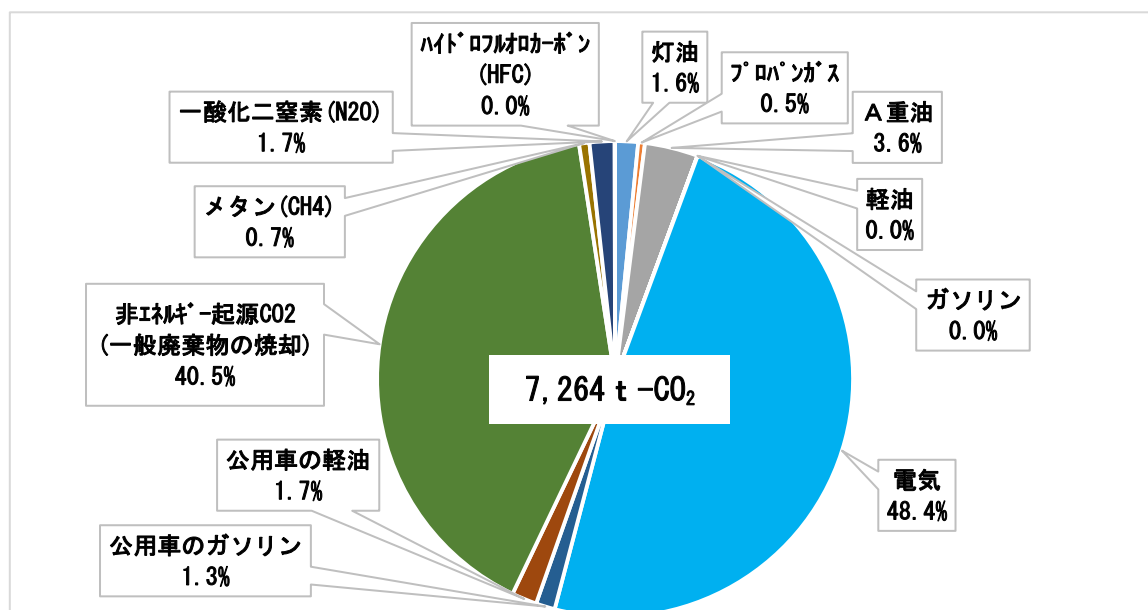


## (2) エネルギー種別の状況

基準年度である 2013（平成 25）年度の温室効果ガス総排出量をエネルギー種別に見ますと、電気使用に伴う二酸化炭素排出量が全体の 48.4%と約 5 割、一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量が全体の 40.5%と約 4 割となっています。

第 2 章でもふれましたが、この二つの要因からなる温室効果ガス排出量が全体の 88.9%、約 9 割を占めている状態です。

図 4-3 2013（平成 25）年度のエネルギー種別排出割合



### (3) 事務事業別の状況

基準年度である 2013（平成 25）年度の温室効果ガス総排出量を事務事業別にみますと、第 2 章でも述べましたが、一般廃棄物焼却事業の排出量が全体の 55.5%を占めています。また、他の事業から排出される温室効果ガスも 21.7%で、合わせると、事業系から排出される温室効果ガスが全体の 77.2%と大半を占めています。

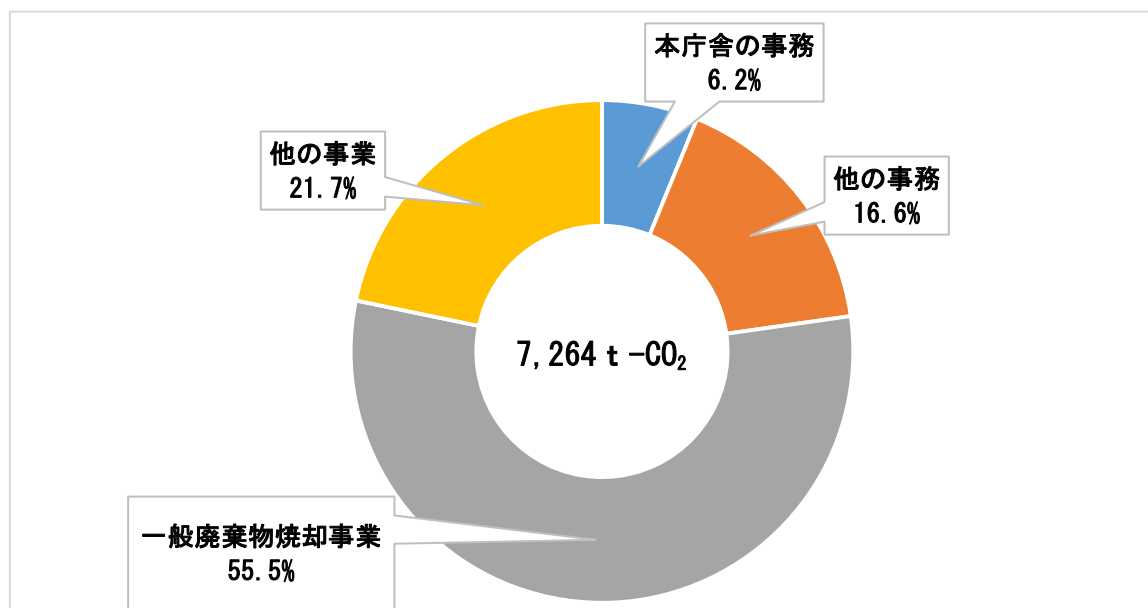
表 4-2 事務事業別温室効果ガス排出量

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

区 分		基準年度(H25)		H26	H27	H28	H29
		排出量	割合				
事務系	本庁舎の事務	449	6.2%	428	403	412	401
	他の事務	1,204	16.6%	1,228	1,275	1,246	1,155
	事務系小計①	1,653	22.8%	1,656	1,678	1,657	1,556
事業系	一般廃棄物焼却事業	4,032	55.5%	2,720	2,484	3,307	2,960
	他の事業	1,580	21.7%	1,616	1,550	1,448	1,450
	事業系小計②	5,611	77.2%	4,336	4,035	4,755	4,410
総排出量①+②		7,264	100.0%	5,993	5,713	6,412	5,966
対基準年度比				▲18%	▲21%	▲12%	▲18%

(注)端数処理(四捨五入)の関係で合計が一致しない場合があります。

図 4-4 2013（平成 25）年度の事務事業別温室効果ガス排出割合





#### (4) 部署別の状況

本市の温室効果ガス総排出量を部署別にみますと次のとおりです。

表4-3 部署別温室効果ガス排出量

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

部署	基準年度(H25)		H26	H27	H28	H29	備考	
	排出量	割合						
市長部局	総務課	433	6.0%	403	401	408	397	本庁舎、消防関係
	企画課	18	0.3%	23	3	17	14	
	財政課	15	0.2%	15	15	15	14	
	税務課	2	0.0%	2	2	2	2	
	市民課	3	0.0%	3	3	3	3	
	介護健康課	6	0.1%	6	7	6	6	
	生活環境課	82	1.1%	75	76	72	77	火葬場
	清掃センター	4,392	60.5%	3,057	2,811	3,639	3,255	クリーンセンター、衛生処理場
	都市建設課	222	3.1%	210	204	195	188	
	農林水産課	7	0.1%	7	7	6	6	
	観光商工課	36	0.5%	43	45	33	39	
	福祉課	406	5.6%	383	334	324	368	保健福祉センター、総野園保育所、こども館
	勝浦診療所	13	0.2%	11	11	10	12	
	水道課	974	13.4%	963	909	817	836	浄水場
	議会事務局	2	0.0%	1	2	2	1	
	選挙管理委員会	0	0.0%	1	0	0	0	
	市長部局 小計①	6,611	91.0%	5,204	4,828	5,547	5,217	
教育部局	教育課	419	5.8%	385	384	357	221	小・中学校、幼稚園
	社会教育課	8	0.1%	8	9	9	19	
	公民館	20	0.3%					公民館、各集会所
	芸術文化交流センター Küste			111	213	228	224	Küste、各集会所
	図書館	39	0.5%	38	35	35	35	
	学校給食共同調理場	168	2.3%	247	244	234	249	
教育部局 小計②	653	9.0%	788	885	865	749		
温室効果ガス総排出量 ①+②	7,264	100.0%	5,993	5,713	6,412	5,966		
対基準年度比			▲18%	▲21%	▲12%	▲18%		

(注)端数処理(四捨五入)の関係で、合計が一致しない場合があります。

基準年度である 2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量を部署別にみますと、クリーンセンターと衛生処理場を所管している清掃センターが総排出量の 60.5%を占めています。次に水道事業を所管する水道課、消防防災関係を所管し、市役所庁舎に係る排出量を計上している総務課と続きます。前述のとおり、事務事業別にみますと事業系が総排出量の 77.2%を占めていることから、事業系を所管する部署が多く排出している結果となっています。

各年度での増減をみますと、小中学校及び幼稚園を所管する教育課で 2016（平成 28）、2017（平成 29）年度に排出量が減少しています。これは、小中学校の統合によるものです。

勝浦市教育委員会では、少子化による児童生徒数の減少に伴い、2012（平成 24）年 11 月に「小中学校等適正規模適正配置庁内検討委員会」を設置し、保護者や地元住民との意見交換会を実施するなどして、小中学校の統合について検討しています。

2016（平成 28）年 4 月に小学校 1 校が統合し、2017（平成 29）4 月に 3 校あった中学校を 1 校に統合しました。（資料 1 参照）。

今後、2019（平成 31）年 4 月に小学校 1 校が統合、2020 年 1 月に保育所 1 施設と幼稚園 1 施設が統合し、幼保連携型認定こども園が開設される予定です。施設が減少することにより、温室効果ガス排出量も削減されることが見込まれます。

新しい施設としては、2014（平成 26）年 12 月に市民の交流を促進し、芸術文化の振興に資することを目的とした勝浦市芸術文化交流センター Küste が開館しました。

また、学校給食共同調理場の排出量が、2014（平成 26）年度から増えているのは、施設の老朽化に伴う建て替え（2014（平成 26）年 4 月）と新施設の稼動とともに設備をオール電化としたことによるものです。

## 第5章 温室効果ガスの排出削減目標

### 1. 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出量の削減率等を踏まえ、複数のガス別部門別の目標を組み合わせた手法<sup>※1</sup>により、本計画の削減目標を次のとおり設定します。

表5-1 ガス別部門別の削減率

温室効果ガスの種類	区 分	削減目標の設定の手法	削減率
エネルギー起源 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	公用車以外の燃料	地球温暖化対策計画における 「業務その他部門」の目標	40.0%
	電 気		
	公用車の燃料	地球温暖化対策計画における 「運輸部門」の目標	28.0%
非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	一般廃棄物の焼却	廃棄物焼却量の削減において、 対策評価指標である「一般廃棄物 である廃プラスチック類の焼却（乾 燥ペーパ）」から勘案 <sup>※2</sup>	14.0%
メタン (CH <sub>4</sub> )	公用車の走行 家庭用機器 下水処理等	地球温暖化対策計画における 「メタン (CH <sub>4</sub> )」の目標	12.3%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	浄化槽 一般廃棄物の焼却	地球温暖化対策計画における 「一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)」の目標	6.1%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	公用車のエアコン	温室効果ガス総排出量に占める 割合が軽微なため	0.0%

※1 「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル Ver. 1.0（平成29年3月、環境省総合環境政策局環境計画課）」（以下、「マニュアル Ver. 1.0」という。）P92、96、98 地球温暖化対策計画等に基づき期待される水準の設定方法の手法2、表4-3-2、表4-3-4参照。

※2 「マニュアル Ver. 1.0」P102 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量のうち、廃プラスチック類の焼却に伴い排出量を地球温暖化対策計画に示された対策の削減量の根拠を参考に検討する手法参照。

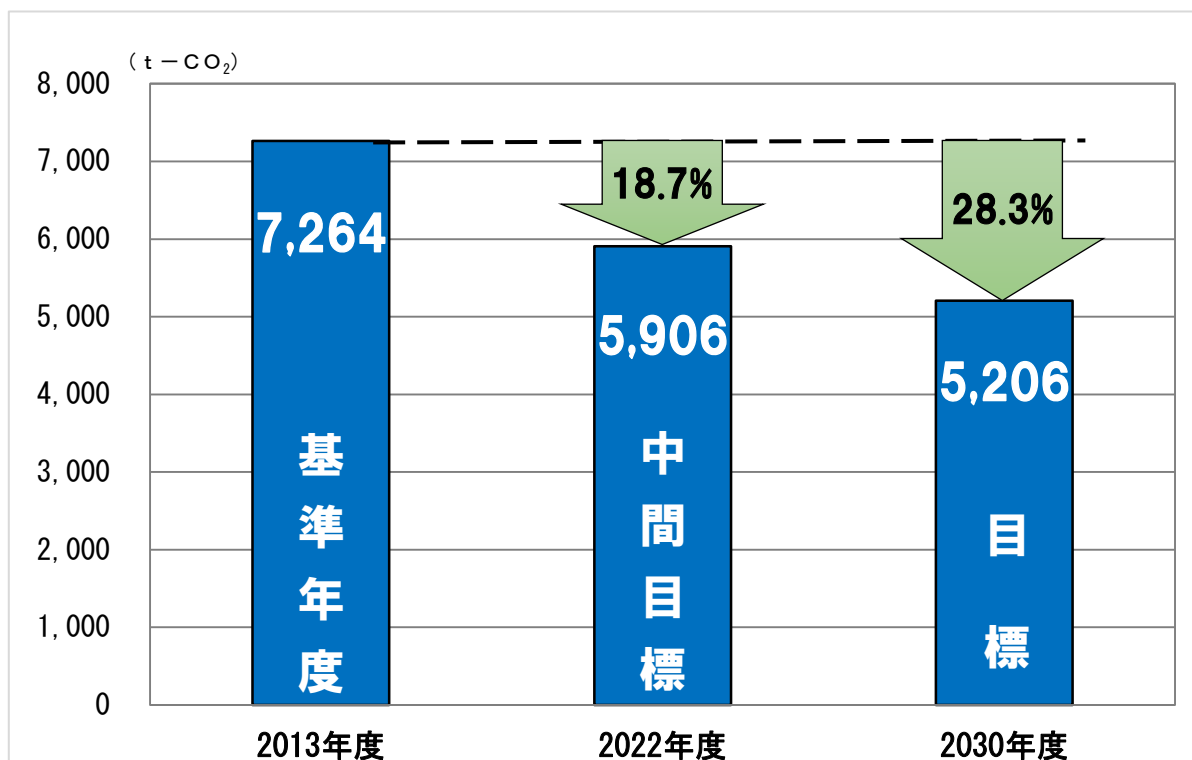
## 2. 温室効果ガスの削減目標

本市の温室効果ガス総排出量を基準年度（2013年度）に比べ、目標年度（2030年度）までに、28.3%削減することを目標とします。

また、計画見直し年度である2022年度までに18.7%削減することを中間目標とします。

2030年度までに 基準年度（2013年度）比  
28.3%の削減を目指します。

図5-1 温室効果ガス排出量の削減目標



ガス別部門別の削減目標は次のとおりです。

表5-2 温室効果ガス排出量の削減目標

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

温室効果ガスの種類	区 分	温室効果ガス排出量			削減率	
		基準値 (2013)	中間目標 (2022)	目標値 (2030)	中間目標 (2022)	目標 (2030)
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	公用車以外の燃料	410	316	246	23.0%	40.0%
	電 気	3,519	2,710	2,112	23.0%	40.0%
	公用車の燃料	218	183	157	16.0%	28.0%
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	一般廃棄物焼却	2,941	2,529	2,529	14.0%	14.0%
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )計		7,088	5,738	5,044	19.1%	28.8%
メタン(CH <sub>4</sub> )	公用車の走行 家庭用機器 下水等処理 浄化槽 一般廃棄物焼却	51	48	45	7.0%	12.3%
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)		123	119	116	3.0%	6.1%
ハイドロフルオカーボン (HFC)	公用車のエアコン	2	2	2	0.0%	0.0%
温室効果ガス総排出量		7,264	5,906	5,206	18.7%	28.3%

(注) 端数処理(四捨五入)の関係で、合計が一致しない場合があります。

## 第6章 目標達成に向けた取り組み

### 1. 取り組みの基本方針

第4章で述べたとおり、基準年度である2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量のうち、「電気使用量」に伴う排出量が全体の約5割、「一般廃棄物焼却」に起因する非エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量が約4割と大半を占めています。

本市では、温室効果ガス排出量削減の目標達成に向け、この二つの要因について重点的に削減に取り組んでまいります。

### 2. 具体的な取り組み

#### （1）職員等の日常業務に関する取り組み

温室効果ガス排出量のうち、「電気使用量」に伴うものが約5割を占めており、主に照明、OA機器、冷暖房などで電気を消費しています。

温室効果ガス排出量を抑制するため、電気使用量の削減に全庁的に取り組み、職員一人ひとりの意識啓発を進め、省エネルギー、省資源・再資源化に対する意識や取り組みを定着させます。

#### ① エネルギー消費削減の取り組み

項目	取り組み内容
空調	<ul style="list-style-type: none"><li>・空調の設定温度や使用時間等の適正化（夏季：28℃、冬季：20度）を図る。</li><li>・使用してない部屋の空調を停止する。</li><li>・クールビズ（夏季）、ウォームビズ（冬季）の推進。</li><li>・カーテンやブラインド等による断熱対策や窓の開閉による室温調整をする。</li><li>・グリーンカーテンなどを設置し、夏の日差しを遮る工夫をする。</li></ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"><li>・勤務時間外（始業時間前、昼休み、終業時間後など）は支障のない範囲で消灯する。</li><li>・共用部分（廊下、ロビー、トイレなど）では自然光量で支障のない範囲で消灯する。</li><li>・使用してない部屋等は、こまめに消灯する。</li></ul>

項 目	取 り 組 み 内 容
エレベーター	・エレベーターの使用を控え、通常時は階段を利用する。
給 湯	・給湯温度をこまめに調整する。
OA機器	・パソコン、プリンター、コピー機等は、可能な範囲で省電力モードや休止モードに設定する。
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの推進（「エコドライブ10」の実践）。</li> <li>・近距離の移動は自転車や原動機付自転車等を使用する。</li> <li>・出張時は乗り合わせを推奨し、遠方への出張などは公共交通機関を利用する。</li> <li>・使用実態を把握し、必要台数の見直し及び一元管理を推進する。</li> <li>・事業系公用車（ごみ収集車、衛生処理回収車など）の効率的な運行。</li> </ul>
ノー残業デー等	・庁舎全体の一斉退庁により省エネの推進を図る。
節電推進員※	・節電推進員が率先して節電、省エネに努め、職員の意識啓発を推進する。

※参考資料7「節電推進員設置要領」参照。

## ② 省資源・再資源化の取り組み

項 目	取 り 組 み 内 容
水道使用量	・トイレや洗面所において節水に努める。
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両面印刷や両面コピー、また裏面を利用する。</li> <li>・コピー機使用后、リセットボタンを押すことによりミスコピーを防止する。</li> <li>・資料の共有化や簡略化を図る。</li> <li>・庁内情報システムを有効利用する。</li> </ul>
廃棄物 リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別を徹底し、再資源化を促進する。</li> <li>・ごみの減量化を図る（不要なごみを出さない）。</li> <li>・封筒やファイル等の再利用を促進する。</li> <li>・マイカップ等の利用を促進する。</li> <li>・トナーカートリッジの回収とリサイクルの推進。</li> </ul>
物品購入等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「勝浦市グリーン購入推進方針」に基づき、グリーン購入を推進する。</li> <li>・「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取り組みを推進する。</li> </ul>

## (2) 施設設備等の取り組み

本市では、人口の減少及び少子高齢化が加速度的に進行しています。また公共施設やインフラ施設の老朽化も顕在化しています。今後、将来の住民ニーズに合わせた公共施設等の維持管理や修繕・更新が必要となってきます。

本計画では「勝浦市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」の方針に基づいた公共施設等の維持管理や修繕・更新の際に、再生可能エネルギーの導入や環境省指定先進的高効率設備機器一覧等に掲げるトップランナー設備機器の採用など、庁舎・出先機関、インフラ施設等、各施設の省エネルギー化を図ることにより、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

### ① 維持管理等における取り組み

項目	取り組み内容
照明	・照明機器等の定期的な清掃及び保守点検。
空調	・温湿度センサーやコイル、フィルター、送風口などの定期的な清掃。 ・室外機周辺の草や植木の除去。
建物	・省エネ診断などの受診。

### ② 新設・改修・更新時の取り組み

項目	取り組み内容
照明	・LED照明や省エネ型の高効率照明の導入・更新。 ・人感センサーの導入。 ・照明対象範囲の細分化。 ・照度補正や調光制御のできる照明装置の導入・更新。
空調	・エネルギー消費効率の高い空調設備の導入・更新。 ・全熱交換器の導入。 ・空調対象範囲の細分化。 ・可変風量制御（VAV）方式の導入。
建物	・高断熱ガラスや二重サッシの導入。 ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入。 ・未利用エネルギー（太陽熱・廃熱・風水力発電など）の導入。 ・BEMS（ビル・エネルギー管理システム）の導入。 ・デマンド（需要電力）制御の導入。
公用車	・次世代自動車、低燃費・低公害車（ハイブリッド車・電気自動車など）の導入。



### (3) 一般廃棄物削減のための取り組み

第4章でふれましたが、温室効果ガス総排出量を事務事業別にみると、家庭や事業所から排出されるごみの焼却に係る事業（一般廃棄物焼却事業）が、全体の約5割を占めています。

現在、本市では、可燃ごみの有料化や生ごみ処理容器等の購入費の一部補助事業、分別収集の徹底、廃食用油の回収などを実施しています。

家庭や事業所から出される可燃ごみの減量化や分別の徹底、また3R運動（リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle））の推進による循環型社会の実現に、市民や事業所の理解と協力を求め、温室効果ガス排出量の抑制に努めます。

項 目	取 り 組 み 内 容
ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"><li>・可燃ごみの有料化。</li><li>・粗大ごみの有料化。</li><li>・生ごみ処理容器等の購入費補助事業。</li><li>・3R運動の推進。</li><li>・簡易包装やマイバッグの利用推進。</li></ul>
資源リサイクル	<ul style="list-style-type: none"><li>・分別ルールの周知徹底。</li><li>・家庭から出る廃食用油の回収事業。</li></ul>

## 第7章 計画の推進体制と進捗管理

### 1. 推進体制と役割

本市の地球温暖化防止対策実行計画を全庁的に推進するため、「勝浦市地球温暖化防止対策推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置しています（参考資料7参照）。

推進会議は、庁内の横断的な地球温暖化対策の取り組みの調整や計画の進捗管理などを行い、その結果を市長に報告し、温室効果ガス排出量削減の目標達成に向けた更なる取り組みにつなげていきます。

また推進会議内に、各所属における取り組みの適正な実施を推進するため「推進委員会」を設置しています。

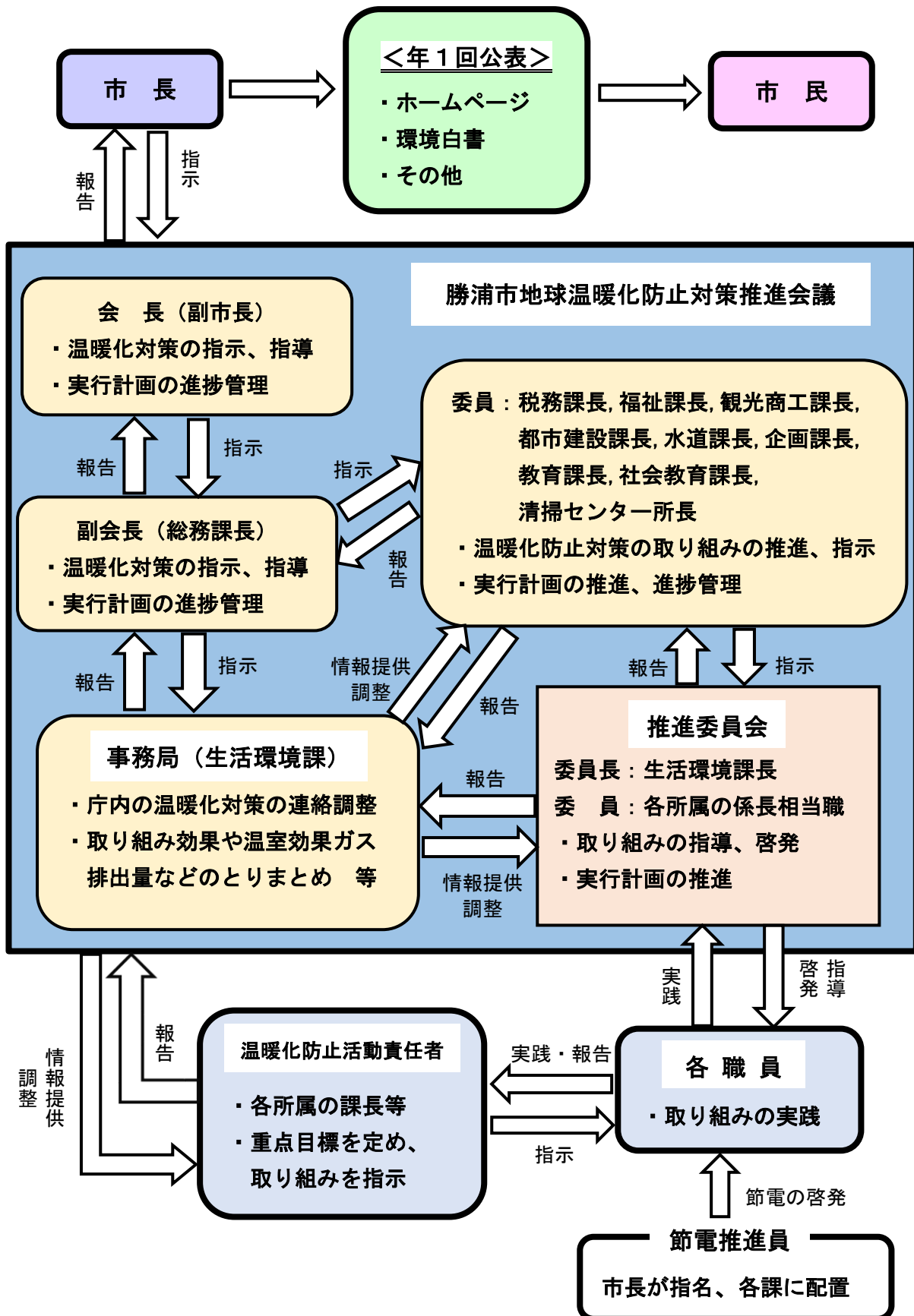
推進委員会は、各所属の職員に取り組みの啓発や指導をし、その進捗状況等を推進会議及び「事務局（生活環境課）」に報告します。

各所属の課長等は温暖化防止活動責任者として、所属の温暖化防止対策の重点目標を定め、所属の職員に指示するとともに、進捗状況等を事務局（生活環境課）に報告します。

また、電気使用量に伴う温室効果ガス排出量が全体の約5割を占めていることから、各所属に「節電推進員」を配置し、節電に重点を置いた取り組みを推進します。

市長は、各年度の温室効果ガス総排出量や温室効果ガス排出量削減の目標達成に向けた取り組みの状況などをとりまとめ、市のホームページや環境白書などにより、年1回公表します。

図7-1 推進体制



## 2. 点検・評価・見直し

本市における温室効果ガス排出量削減の目標達成に向けた取り組みや温室効果ガス排出量の状況を把握し、本計画の進捗管理を推進するため、「Plan（計画）」⇒「Do（実行）」⇒「Check（点検・評価）」⇒「Act（改善）」の4段階を繰り返し（カーボンマネジメント）、点検・評価・見直しを行います。

また、毎年の取り組みに対する「PDCA」を繰り返すとともに、第3次実行計画の見直しに向けた「PDCA」を推進します。

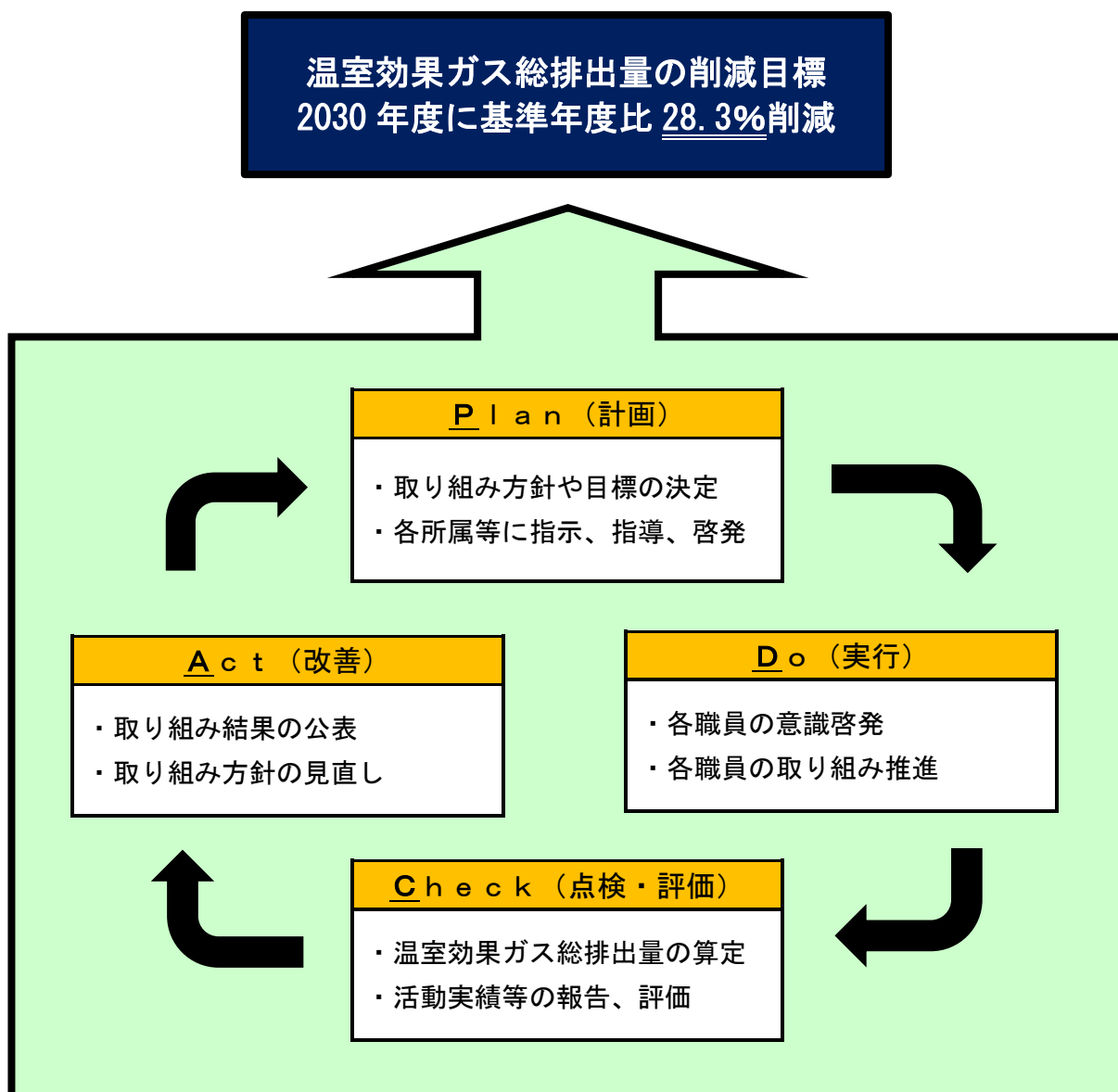
### （1）毎年のPDCA

事務局（生活環境課）で温室効果ガス排出量や取り組みの効果などについてとりまとめ、推進会議に報告します。報告を受けた推進会議は、取り組みの進捗状況について、毎年1回、点検・評価を行い、市長に報告するとともに、次年度の取り組み方針などを決定します。

### （2）計画見直し予定（2022年度）までのPDCA

推進会議は毎年1回、進捗状況を点検・評価し、見直し予定時期（2022年度）に第3次実行計画の改定について検討を行います。改定の必要がある場合には、2023年度に改定します。

図7-2 進捗管理（PDCA）のイメージ



### 3. 進捗状況の公表

1年間の温室効果ガス排出量削減の目標達成に向けた取り組みの実施状況や温室効果ガス総排出量の状況及び評価・見直しの内容について、毎年1回、市のホームページや環境白書などを通して公表します。

## 参考資料

### 1. 対象とする施設等一覧

第3次実行計画の対象とする施設等は次のとおりです。

なお、分類・施設名称等は「勝浦市公共施設等総合管理計画（H29年3月）」から引用しています。

#### 【対象とする施設等一覧】

大分類	中分類	施設等名称
学校教育系施設	学校	勝浦小学校、豊浜小学校、郁文小学校 <sup>※1</sup> 、興津小学校、上野小学校、総野小学校、勝浦中学校 <sup>※2</sup>
	学校給食共同調理場	学校給食共同調理場 <sup>※3</sup>
市民文化系施設	文化施設	勝浦市芸術文化交流センターKüste <sup>※4</sup>
	集会施設	勝浦集会所 <sup>※5</sup> 、興津集会所、上野集会所、総野集会所
	その他集会施設	勝浦市中倉農村交流館
社会教育系施設	図書館	勝浦市立図書館 <sup>※5</sup>
スポーツ施設	スポーツ施設	荒川テニスコート、市営野球場代替施設（元北中学校 <sup>※2</sup> ）
産業関連施設	観光関連施設	駅前観光案内所、KAPPY ビジターセンター
子育て支援施設	幼保・こども園	中央保育所 <sup>※6、7</sup> 、上野保育所、総野保育所、勝浦幼稚園 <sup>※7</sup>
	幼児・児童施設	勝浦市こども館
保健・福祉施設	高齢福祉施設	勝浦市デイサービスセンター、勝浦市特別養護老人ホーム総野園
	保健施設	国民健康保険勝浦診療所、保健福祉センター

大分類	中分類	施設等名称
行政系施設	庁舎等	勝浦市役所庁舎、勝浦市役所分館
	防災関連施設	防災行政無線
	消防施設	各消防団詰所
	その他行政系施設	社会教育課体育倉庫（沢倉）
供給処理施設	水道関連施設	佐野浄水場
	廃棄物処理施設	勝浦市クリーンセンター、 勝浦市衛生処理場
その他 建築系公共施設	斎場・墓苑	かつうら聖苑
	その他 建築系公共施設	朝市休憩所、各公衆トイレ、
	(元) 小学校	(元) 行川小学校 <sup>※8</sup> 、(元) 清海小学校 <sup>※9</sup>
その他	その他	田舎暮らし体験施設、 (元) 勝浦若潮高校 <sup>※6</sup> 、松部山田防犯灯、 部原簡易パーキング、街路灯

※1 2019(H31)年4月、勝浦小学校と統合予定。

※2 2017(H29)年4月、勝浦中学校、興津中学校、北中学校の3校が統合。

※3 2014(H26)年4月から新施設稼動に伴いオール電化。

※4 2010(H22)年3月、市民会館閉鎖。

2014(H26)年12月、勝浦市芸術文化交流センターKüste 竣工。

※5 勝浦市立図書館の2階部分を勝浦集会所として使用。

※6 2018(H30)年4月から認定こども園建設に伴い(元)若潮高校を仮園舎とする。

※7 2020年1月から認定こども園設置に伴い、中央保育所及び勝浦幼稚園が統合予定。

※8 2008年度、閉校。

※9 2016(H28)年4月、上野小学校と統合。

## 2. 対象とする温室効果ガスの種類及び地球温暖化係数

第3次実行計画の対象とする温室効果ガスの種類及び地球温暖化係数は次のとおりです。

なお、地球温暖化係数は地球温暖化対策推進法施行令第4条に定められています。

### 【対象とする温室効果ガスの種類及び地球温暖化係数】

温室効果ガス	施行令	主な活動の区分	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	一号イ 一号ロ 一号ハ 一号ニ	燃料の使用 他人から供給された電気の使用 他人から供給された熱の使用 一般廃棄物の焼却	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	二号ニ 二号ヲ 二号ワ 二号カ	自動車の走行 施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理 一般廃棄物の焼却	25
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	三号ホ 三号ワ 三号カ 三号ヨ	自動車の走行 施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理 一般廃棄物の焼却	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	四号イ 四号ロ	自動車用エアコンディショナーの使用 自動車用エアコンディショナーの廃棄	12～ 14,800



### 3. 温室効果ガス排出係数及び排出量の算定方法

温室効果ガス排出係数は、温暖化対策推進法施行令第3条第1項（平成22年3月3日一部改正）に定められています。今回の算定にあたって用いた排出係数は以下のとおりです。

また温室効果ガス排出量の具体的な算定方法等については、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver. 1.0（平成29年3月、環境省総合環境政策局環境計画課）」（以下、「ガイドライン Ver. 1.0」という。）に従い算定します。

#### <一号：二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出係数及び算定式>

活動の区分	算 定 式		
	活動量	× 排出係数	単位
イ：燃料の燃焼に伴う排出	ガソリン + 灯油 + 軽油 + A重油 + 液化石油ガス（LPG）		
ガソリン	ガソリンの使用量	× 2.32	kg-CO <sub>2</sub> /l
灯油	灯油の使用量	× 2.49	kg-CO <sub>2</sub> /l
軽油	軽油の使用量	× 2.58	kg-CO <sub>2</sub> /l
A重油	A重油の使用量	× 2.71	kg-CO <sub>2</sub> /l
液化石油ガス（LPG）	LPGの使用量 <sup>※1</sup>	× 3.00	kg-CO <sub>2</sub> /kg
ロ：他人から供給された電気の使用に伴う排出	電気の使用量	×	電気事業者別排出係数 <sup>※2</sup>
ニ：一般廃棄物の焼却に伴う排出	(1) + (2)		
(1) 廃プラスチック類 (合成繊維の廃棄物に限る)	ごみ焼却量 × (100% - 水分含有率) ×		kg-CO <sub>2</sub> /t
	6.65% <sup>※3</sup> × 2,290		
(2) 廃プラスチック類 (合成繊維の廃棄物を除く)	ごみ焼却量 × (100% - 水分含有率) ×		kg-CO <sub>2</sub> /t
	廃プラスチック類比率 × 2,770		
<b>二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量 = (イ + ロ + ニ) × 1<sup>※4</sup></b>			

※1 燃料の体積から重量への換算（m<sup>3</sup>⇒kg）については、LPG重量（kg）=1,000/458（kg/m<sup>3</sup>）×LPG体積（m<sup>3</sup>）により換算します（「ガイドライン Ver. 1.0」参照）。

※2 地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号ロの規定に基づき毎年告示される電気事業者ごとの実排出係数。

※3 全国における平均的な値（「ガイドライン Ver. 1.0」参照）。

※4 二酸化炭素の地球温暖化係数。

<二号：メタン（CH<sub>4</sub>）の排出係数及び算定式>

活動の区分	算定式		
	活動量	× 排出係数	単位
ハ：家庭用機器（湯沸器、ストーブ等） における燃料の使用に伴う排出	灯油 + 液化石油ガス（LPG）		
灯油	灯油の使用量	× 0.00035	kg-CH <sub>4</sub> /l
液化石油ガス（LPG）	LPGの使用量 <sup>※1</sup>	× 0.00023	kg-CH <sub>4</sub> /kg
ニ：自動車の走行に伴う排出	（1）～（12）の合算		
(1) ガソリン・LPG／乗用車	各種車両の走行距離	× 0.000010	kg-CH <sub>4</sub> /km
(3) ガソリン／軽乗用車		× 0.000010	kg-CH <sub>4</sub> /km
(5) ガソリン／小型貨物車		× 0.000015	kg-CH <sub>4</sub> /km
(6) ガソリン／軽貨物車		× 0.000011	kg-CH <sub>4</sub> /km
(7) ガソリン／特殊用途車		× 0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km
(9) ディーゼル／バス（定員11名以上）		× 0.000017	kg-CH <sub>4</sub> /km
(10) ディーゼル／普通貨物車		× 0.000015	kg-CH <sub>4</sub> /km
(12) ディーゼル／特殊用途車		× 0.000013	kg-CH <sub>4</sub> /km
ハイブリッド自動車（乗用車）		× 0.000025	kg-CH <sub>4</sub> /km
ヲ：下水又はし尿の処理に伴う排出	し尿の量	× 0.038	kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>
(2) し尿処理施設			
ワ：浄化槽によるし尿及び 雑排水の処理に伴う排出	浄化槽の処 理対象人員	× 1年間に 対する比率	× 0.59 kg-CH <sub>4</sub> /人
カ：一般廃棄物の焼却に伴う排出	一般廃棄物の焼却量 （湿重量）	× 0.077	kg-CH <sub>4</sub> /t
(2) 准連続燃焼式焼却施設			
<b>メタン(CH<sub>4</sub>)の排出量 = (ハ + ニ + ヲ + ワ + カ) × 25<sup>※2</sup></b>			

※1 燃料の体積から重量への換算（m<sup>3</sup>⇒kg）については、LPG重量（kg）＝1,000/458（kg/m<sup>3</sup>）×LPG体積（m<sup>3</sup>）により換算します（「ガイドライン Ver. 1.0」参照）。

※2 メタンの地球温暖化係数。

＜三号：一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の排出係数及び算定式＞

活動の区分	算 定 式		
	活動量	× 排出係数	単位
ニ：家庭用機器（湯沸器、ストーブ等） における燃料の使用に伴う排出	灯油 + 液化石油ガス（LPG）		
灯油	灯油の使用量	× 0.000021	kg-N <sub>2</sub> O/l
液化石油ガス（LPG）	LPGの使用量 <sup>※1</sup>	× 0.0000046	kg-N <sub>2</sub> O/kg
ホ：自動車の走行に伴う排出	（1）～（12）の合算		
(1) ガソリン・LPG／乗用車	各種車両の走行距離	× 0.000029	kg-N <sub>2</sub> O/km
(3) ガソリン／軽乗用車		× 0.000022	kg-N <sub>2</sub> O/km
(5) ガソリン／小型貨物車		× 0.000026	kg-N <sub>2</sub> O/km
(6) ガソリン／軽貨物車		× 0.000022	kg-N <sub>2</sub> O/km
(7) ガソリン／特殊用途車		× 0.000035	kg-N <sub>2</sub> O/km
(9) ディーゼル／バス（定員11名以上）		× 0.000025	kg-N <sub>2</sub> O/km
(10) ディーゼル／普通貨物車		× 0.000014	kg-N <sub>2</sub> O/km
(12) ディーゼル／特殊用途車		× 0.000025	kg-N <sub>2</sub> O/km
ハイブリッド自動車（乗用車）		× 0.0000005	kg-N <sub>2</sub> O/km
ワ：下水又はし尿の処理に伴う排出	し尿の量	× 0.00093	kg-N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup>
(2) し尿処理施設			
カ：浄化槽によるし尿及び 雑排水の処理に伴う排出	浄化槽の処 理対象人員	× 1年間に 対する比率	× 0.023 kg-N <sub>2</sub> O/人
ヨ：一般廃棄物の焼却に伴う排出	一般廃棄物の焼却量 （湿重量）	× 0.0539	kg-N <sub>2</sub> O/t
(2) 准連続燃焼式焼却施設			
<b>一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の排出量 = （ニ + ホ + ワ + カ + ヨ） × 298<sup>※2</sup></b>			

※1 燃料の体積から重量への換算（m<sup>3</sup>⇒kg）については、LPG重量（kg）=1,000/458（kg/m<sup>3</sup>）×LPG体積（m<sup>3</sup>）により換算します（「ガイドライン Ver. 1.0」参照）。

※2 一酸化二窒素の地球温暖化係数。

#### <四号：ハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出係数及び算定式>

活動の区分	算 定 式			単位		
	活動量	×	排出係数			
イ：自動車用エアコンディショナー使用時の排出	自動車用エアコンディショナーの台数	×	1年間に 対する比率	×	0.01	kg-HFC/ 台・年
<b>ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出量 = イ × 1,430<sup>※</sup></b>						

※ ハイドロフルオロカーボン（HFC-134a）の地球温暖化係数。

## 4. 電気事業者別排出係数

他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定には、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号口の規定に基づき、毎年告示される電気事業者ごとの実排出係数（毎年度、環境省ホームページで公表される「電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）」の東京エナジーパートナー(株)（旧 東京電力(株)）の実排出係数）を使用します。

### 【東京エナジーパートナー(株)（旧 東京電力(株)）の実排出係数】

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
排出係数	0.525	0.531	0.505	0.500	0.486	0.475

## 5. 一般廃棄物中の水分含有率及び廃プラスチック類比率

一般廃棄物中の水分含有率及び廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く）の比率は、ごみ焼却施設のピット中のごみ組成分析結果（年4回）の平均値を利用します。

### 【ごみ維持管理報告書（年4回）の平均値】

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
水分含有率	49.48%	46.87%	49.23%	51.83%	50.27%	47.03%
廃プラスチック類比率	26.95%	26.37%	18.50%	17.00%	25.30%	19.37%

## 6. 事務・事業の区分

第3次実行計画における主な事務系・事業系の区分は次のとおりです。

### 【事務事業区分】

	区 分	大 分 類	施設等名称
事 務 系	本庁舎の事務	行政系施設	勝浦市役所庁舎
	他の事務	学校教育施設	各小中学校
		市民文化系施設	勝浦市芸術文化交流センターKüste、 各集会所
		社会教育系施設	勝浦市図書館
		スポーツ施設	荒川テニスコート
		産業関連施設	駅前観光案内所、KAPPY ビジターセンター
		子育て支援施設	各保育所、幼稚園、こども館
		保健・福祉施設	勝浦市デイサービスセンター、 勝浦市特別養護老人ホーム総野園、 国民健康保険勝浦診療所、保健福祉センター
行政系施設	防災行政無線、各消防団詰所、 社会教育課体育倉庫（沢倉）		
事 業 系	一般廃棄物 焼却事業	供給処理施設	勝浦市クリーンセンター
	他の事業	学校教育施設	学校給食共同調理場
		供給処理施設	佐野浄水場、勝浦市衛生処理場
	その他	かつうら聖苑	

## 7. 勝浦市地球温暖化防止対策推進会議設置要綱

本市の温室効果ガス排出量の削減を推進し、勝浦市地球温暖化防止対策実行計画の進捗管理のため、勝浦市地球温暖化防止対策推進会議を設置しています。

また、職員の省エネルギーの意識を高揚するため、節電推進員設置要領を定めています。

### <勝浦市地球温暖化防止対策推進会議設置要綱>

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3に基づき、勝浦市における事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等のための措置に関する、勝浦市地球温暖化防止対策実行計画（以下「実行計画」という。）を推進するため、勝浦市地球温暖化防止対策推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の所掌事項)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の効率的推進に関すること。
- (3) 温室効果ガスの排出抑制等の措置に関すること。
- (4) 温室効果ガスの総排出量等の数量的な目標に関すること。
- (5) 温暖化防止対策の研修に関すること。
- (6) 実行計画の評価及び点検に関すること。
- (7) 実行計画の公表に関すること。
- (8) 温暖化防止対策に伴う庁舎管理及び事務事業の改善に関すること。
- (9) その他温暖化防止対策に関し、会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長とし、会議を主宰する。副会長は総務課長の職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

3 委員は、別表による。

4 委員は、各ブロックの構成課等を代表する。

(任期)

第4条 委員の任期は、実行計画目標年度の終了日とする。

(会議)

第5条 会議は必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求めることができる。

(推進委員会)

第6条 会議に実行計画を推進するための推進委員会を置く。

2 推進委員会の委員長は生活環境課長とし、委員には、各課等の管理職が指名する係長相当職員をもって充てる。

3 委員は、所属する各課等における実行計画の推進を図り、実施状況を監督する。

(庶務)

第7条 会議及び推進委員会の庶務は、生活環境課において処理する。

(補則)

第8条 その他会議及び推進委員会の運営について、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第63号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月1日告示第11号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月19日告示第23号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月15日告示第120号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月10日告示第99号）

この告示は、平成26年12月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

ブロック	構 成	推進会議委員
1	税務課 市民課 会計課	税務課長
2	介護健康課 福祉課 勝浦診療所	福祉課長
3	生活環境課 観光商工課	観光商工課長
4	都市建設課 農林水産課 農業委員会事務局	都市建設課長
5	水道課	水道課長
6	総務課 選挙管理委員会 監査委員事務局 議会事務局	総務課長
7	財政課 企画課	企画課長
8	教育課 幼稚園 小・中学校 学校給食共同調理場	教育課長
9	社会教育課 図書館 芸術文化交流センター・集会所	社会教育課長
10	清掃センター	清掃センター所長



## ＜節電推進員設置要領＞

(設置)

第1条 休憩時間等における消灯の徹底その他節電の啓蒙等を図り、省エネルギーの推進ひいては経費の節減に資することを目的として、節電推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進員の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管轄フロアにおける必要のない照明の消灯
- (2) 節電に係る啓蒙
- (3) その他節電に関する事項

(定数)

第3条 推進員の定数は、24名とし、各課等に配置する。

(指名)

第4条 推進員は、市長が指名する。

(任期)

第5条 推進員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、補欠推進員の任期は、前に指名された者の残任期間とする。

(手当等)

第6条 推進員には、手当、報償金等如何なるものも支給しない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 平成16年度における推進員の任期は、指名された日から翌年3月31日までとする。

附 則（平成18年3月24日告示第21号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。